三 調 発　第３５号
平成２６年６月９日

会　員　各　位

三重県土地家屋調査士会
会　長　神　戸　照　男

都市部官民境界基本調査による基準点の活用について（事前連絡）

平素は、当会の会務運営にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび津地方法務局から標記の基準点についての活用依頼がありました。

都市部官民境界基本調査とは、地籍調査の推進を目的として国土交通省が平成２２年度より実施している事業であり、市町村の負担を軽減するため、国が先行して官民境界の情報の整備を行うという事業内容となっており、当該成果を得るために新しく設置された基準点が今回の活用依頼の対象となる基準点となります。（当該事業が実施される地区は、ＤＩＤ地区又は宅地を中心とする地域です。）

今回の対象地区は、平成２２年度と２３年度に実施された下記地区となります。平成２４年度以降も継続して当該事業は実施されていますので、今後、当該基準点の使用地区は、拡張していくものと考えています。

現在、津地方法務局と細部について協議中でございますが、法務局での成果公開日が本年８月１日予定となりましたので、取り急ぎ事前連絡をさせていただきます。

正式なご案内及び使用に関する詳細につきましては、成果公開日前の適切な時期（７月上旬頃予定）にご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

※対象地区

- **桑名市赤須賀、吉之丸の各一部**
- **鈴鹿市鼓ケ浦、寺家一丁目、二丁目、三丁目、六丁目、寺家町の各一部**
- **亀山市みずほ台、みどり町、和田町、天神一丁目他、西町他、本町他の各一部**
- **名張市栄町、丸の内、桜ヶ丘、平尾、夏見、朝日町、南町、松崎町、木屋町、榊町、中町、元町、豊後町、上本町、柳原町、本町、新町、鍛治町、上八町、東町の各一部**
- **津市高茶屋小森町、久居桜が丘町の各一部**
- **伊勢市岩渕一丁目、岡本一丁目、本町の各一部**